

記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年2月9日 政策調整会議
開 催 日 時	平成27年2月9日（月） 午前9時14分から 午前11時16分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	田中副市長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 金子教育指導課長 （担当課2） 猪股福祉部次長兼こども未来課長、高橋同課こども未来係長 （担当課3） 菊島障害福祉課長、今井同課専門員兼障害給付係長、同課同係油井主査 （担当課4） 麦田保育課長、平塚同課長補佐、玄順同課保育総務係長 （担当課5） 堤田長寿はつらつ課長、二河同課専門員兼高齢者支援係長、関口同課専門員兼介護認定係長 （担当課6） 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐 （事務局） 政策企画課政策企画係山崎主事
会 議 内 容	1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）について 2 朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案）について 3 朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案）について 4 第4次朝霞市障害福祉計画（案）について 5 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案）について 6 朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）について 7 第6期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について 8 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（案）について

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）概要 ・朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案） ・朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案）概要 ・朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案） ・朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案）概要 ・朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案） ・朝霞市 いじめ防止対策に係る組織等の関係 ・第4期朝霞市障害福祉計画（案）概要 ・第4期朝霞市障害福祉計画（案） ・朝霞市の障害福祉に関するアンケート 結果報告書 ・朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案）概要 ・朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案） ・朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（案） ・朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）概要 ・朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案） ・朝霞市子育て支援に係るアンケート調査 結果報告書 ・第6期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）概要 ・第6期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案） ・朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（案）概要 ・朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（案） ・都道府県まち・ひとしごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知） ・地方版総合戦略策定のための手引き 	
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	

【議題】

- 1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）について
- 2 朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案）について
- 3 朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案）について

【説明】

（担当課 1：金子）

前回、1月15日の政策調整会議で指摘のあった点を踏まえ、改めて説明する。なお、別紙で「朝霞市 いじめ防止対策に係る組織等の関係」及び、国のいじめ防止対策基本方針に示されている組織と組織の設置イメージを用意している。1枚目の「組織等の関係」は今回上程する予定の条例案にかかる組織等の関係、及び重大事態発生時の対応についての流れを示しているため、こちらを覧いただきたい。

まず、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例について、例えば未就学児等や中学卒業後、高等学校に在籍しない子供を対象に含めるため、§3-4を「朝霞市内のいじめ問題に関すること。」と改めた。別紙、組織等の関係の中段、「※」にあるとおり、主に関係課や関係機関、団体が所属先に連絡を取りながら対応することを想定している。前回申し上げたが、本協議会では関係課のほか、警察署や児童相談所の職員、人権擁護委員も委員として予定している。朝霞市立小・中学校以外の子供に係る情報を共有することで、必要に応じて県や当該学校の設置者への連絡等、個別にきめ細かな対応ができればと考えている。

なお、いじめ問題の解決に朝霞市として対処するという意味で、主管課は福祉部こども未来課と教育委員会事務局を併記している。前回、協議会を教育委員会の附属機関と申し上げたが、朝霞市としていじめ問題に対処するための組織と訂正した。従って、構成員の委嘱も改めて市長にお願いしたいと考えている。しかし、教育委員会事務局としては責任ある立場で協議会の運営に携わる所存であり、構成員の報償費は教育指導課予算としている。

また、会長については、改めて副市長にお願いしたいと考えているが、前回のご指摘を踏まえ、副会長を学校教育部長とする文言は削除し、会長の指名と改めた。学校教育部長は§4-2で4号委員とする。

構成員の人数について、再度検討したが、前回同様としている。

次に「朝霞市いじめ問題専門委員会条例」について説明する。

制定理由において、根拠法条文として、§14-3及び§28-1と併記している。いじめ防止対策を実効的に行うとともに、いわゆる重大事態への対応の2本立てであることを示した。

本委員会は教育委員会の附属機関であり、常設の組織としていじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的としているが、重大事態発生時は、§28-1に基づき

対応し、その流れはこの後、猪股次長から説明する。朝霞市いじめ問題調査委員会との関わりも含めて別紙に示してある。

(担当課 2 : 猪股)

1月19日の政策調整会議にて指摘のあった点の見直しを行い、朝霞市いじめ問題調査委員会条例(案)について、改めて説明する。

第4条については、委員は3人以内としていたが、再調査については、いじめ問題専門委員会が行なった調査結果に対する再調査の他に、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、いじめ問題専門委員会の調査に並行して、いじめ問題調査委員会による調査を実施することも想定している。このため、前回指摘のあった点を踏まえ、いじめ問題専門委員会の委員数は5名以内とし、専門委員会と同数とした。

【意見等】

(島村生涯学習部長)

資料「朝霞市いじめ防止対策に係る組織等の関係」の中で、重大事故発生時の対応に法第28条第1項の各小・中学校の調査対策委員会とあるが、この会で調べた内容はどう扱われるのか伺いたい。

(担当課 1 : 金子)

朝霞小・中学校の対応としては、設置者に報告することとなっているため、教育委員会を通じて、最終的に市長に報告する。

(田中副市長)

朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例の第9条(庶務)が「福祉部こども未来課及び教育委員会事務局」となっているが、市長部局は特定の課まで定められているのに対し、教育委員会は教育委員会事務局と定義が広いが、法制執務上問題はないのか。

(担当課 1 : 金子)

表現上等については文書法規係と調整は行っているが、再度確認をする。

【結果】

一部内容を確認の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 第4期朝霞市障害福祉計画(案)について

【説明】

(担当課 3 : 菊島)

第4期朝霞市障害福祉計画について説明する。

まず、計画策定の背景は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定の計画であ

り、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保のための方策などを市町村が定めることとなっている。

基本理念は、概要に記載してある、障害のある人の自己決定と自己選択の尊重を含む3点である。

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間で、今回は第4期となっている。なお、期間については全国一律の期間となっている。

基本内容は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項などを定めるものである。また、計画書の3ページに計画策定の主なポイントがある。今回の改正点は、障害者自立支援法から障害者総合支援法に名称が変更され、サービスの内容も変更された点があり、それらへの対応を行っている。相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備については、計画書の59ページで説明している。35ページには平成29年度の目標設定を記してあり、施設入所支援について触れている。全国的に施設入所支援は抑制する流れでいるが、埼玉県においては、強度行動障害や重度の重複障害の方が多数入所待ちをしている状況であるため、障害者施設入所者の削減数や削減割合についての数値目標は設定しないものとし、本市についても同様の理由から数値目標の設定はしない。また、44ページには新規事業として、平成27年度からの、はあとびあ多機能型施設の定員増、平成28年度からの市による新たな多機能型施設の設置、さらに、浜崎で予定される民間施設の開設に伴う、記載、計画への反映をしている。

策定の経過はアンケート調査を実施した。詳細は計画書の20ページにあるとおり、障害者手帳交付者全員を対象としている。65歳以上の障害者の方が障害者全体の5割を占めており、高齢化している。加えてサービスの利用意向の確認している。まとめは23ページのとおりで、高い比率のものは、相談支援、居宅介護、移動支援事業、短期入所などが挙げられた。

次に介助者へのアンケートを実施した結果を25ページにまとめている。介助者も高齢化をしており、50歳以上が64.3%となっている。介助の状況については、毎日実施している方が52.3%で、そのうち1日4時間以上の方が18.2%となっている。

ボランティアの方にもアンケートを実施した。ボランティアの方も65歳以上の方が多くなっている。ボランティアをとおり障害への理解や関心度が高まっている。

続いて30ページは障害者関係団体へのヒアリング調査の実施についてだが、不足しているサービスとしてショートステイやグループホームなどが挙げられている。

33ページには障害のある人へのヒアリング調査結果があり、市内の障害者団体に所属する障害のある人、はあとびあ障害者多機能型施設の利用者、はあとびあの地域活動支援センターの利用者、あさか福祉作業所の利用者を対象とした。市に期待することを訪ねたところ、「親が面倒を見られなくなった場合に、安心して暮らせるようにしてほしい」、「市内に短期入所できる場所やグループホームなどの入所施設を設置してほしい」などが挙げられた。

この計画は、障害者プラン推進委員会において検討され策定した。ここでの主な意見

は、今回の法改正に伴って、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなったため、朝霞市障害児放課後児童クラブや育成保育についても記載すると、計画書を見た方が相対的に理解できるとの意見があったことから、これらは、子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画に定められる事業であり、本計画への記載は義務ではないが、参考程度に事業の内容を記載することとした。

また、「障害者」の表記を「障がい者」に変更してはどうかとの意見があったが、国の障害者制度改革推進会議において、当事者を含めて、さまざまな検討がされたが、結論は出ず、国としては特定のものに決定することは困難であるとし、当面、現状の「障害」の字を用いるとしているため、本市においても、国の考えに従い、「障害」の字を用いることとし、「障害のある人」と記載することとした。

それから、今年度は障害者自立支援協議会を2回開催した。主な意見としては、サービス等利用計画の作成見込みについて、現在、市内事業所は2か所であるが、目標を達成できるのか、などである。その点については、平成27年度から、朝霞地区福祉会による障害児相談支援事業所の開設を予定しており、障害児支援利用計画については、作成が進むものと考えている。このことについては、66ページにも記載している。このほか、介護保険事業者などに事業所の開設等を呼びかけていく。

パブリックコメントの実施については、高次脳機能障害の当事者団体から意見をいただいている。高次脳機能障害があまり理解されていないことから、高次脳機能障害がある人は精神障害のある人に含まれ、その旨を明確に記載してほしいとのことから、18ページに記載した。それから、職員コメントも実施している。そこでは、障害のある人・児童が利用している施設の所在地と合わせて、利用ニーズを地図などで表記してはどうかとの意見があった。その点については、障害者・児施設の位置図を99ページに掲載しているほか、一覧表として利用しているサービスの種類を含めて100ページ以降に掲載した。

最後に、アンケート、ヒアリングの結果、障害者プラン推進委員会の意見などからも抽出されたように、不足しているサービスとして、介助者の負担を軽減する、短期入所、地域で生活していくためのグループホームなどの基盤整備が必要だと考える。

これらの課題については、市単独では困難な側面があるので、関係機関と連携・協議しながら、民間の社会福祉法人などに設置を働きかけていきたいと考えている。

ただし、同時に、社会福祉費用が増大するこれらの福祉・介護費用のあり方についても、今後、方策を考えていかなければならないものと考えている。

【意見等】

(重岡危機管理監)

アンケート調査では防災の内容が盛込まれていたが、計画の中では防災の掲載がないが、これは地域防災計画で定めるものと考えていいのか。

(担当課3：菊島)

障害福祉計画ということで、実際のサービスの利用の目標値などを定めたものである。アンケート調査で聴取した防災の内容については、地域防災計画に反映できたらと考え

ている。

(三田福祉部長)

地域防災計画もそうだが、今年度から作成する地域福祉計画の中には、要支援者等の内容を盛り込むこととなっているので、こちらにアンケート内容を反映させる方法もある。

(内田議会事務局長)

障害者プランと障害福祉計画の計画年次にずれがあるが、影響はないのか。

(担当課3：菊島)

障害者基本法に基づく障害者プランについては自治体ごとに設定でき、朝霞市では5年間の計画としている。今回上程する障害福祉計画は3年間で法で定められている計画なのでずれが生じている。次回、障害者プランを策定する際に計画年数を6年間にするなどの検討をする。

(内田議会事務局長)

障害者プランと障害福祉計画は上下の関係にあるのか。

(担当課3：菊島)

障害者プランは理念で、障害福祉計画は実際の目標等であるため、直接の上下関係にはないが関連性はあるので、今後調整する必要がある。

(小林総務部長)

アンケート調査の回収率が低いですが、改善策を考える必要があるのではないかと。

それとは別に、計画書の36ページの表に「平成24年度現在」とあり、他の表は「平成25年度」となっているがなぜか。

(担当課3：菊島)

年度が異なる理由は、国や県から示されているものを載せているためである。

(島村生涯学習部長)

計画書の76ページの「サービスの見込量」と77ページの表の数値の整合がとれていないが、どちらが正しかったか。例えば、①手話通訳者派遣年間利用者数の平成26年度は、76ページの文内には555人となっているが、77ページの表では543人となっている。

(担当課3：菊島)

77ページの表の数値が正しいので、再度確認して修正する。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

- 5 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案）について

【説明】

(担当課4：平塚)

本条例は、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴うもので、現在の幼稚園と保育園に加え、新制度に移行する幼稚園や認定こども園、さらには、少人数の子どもを保育する、「地域型保育事業」等が市の認可事業として位置づけられ、待機児童の解消に向けて整備を進めている。

さまざまな新しい保育施設も含め、新たな利用者負担額、いわゆる保育料について保育園と同様に、市が決定することとなった。

本条例の内容については、利用者負担の額をはじめ、納付期限、減免などについて規定したものである。

利用者負担の額は、2ページの別表第1に、新制度に移行した幼稚園や認定こども園の利用者負担額がある。

市内の8つの幼稚園のうち、平成27年度から新制度に移行する幼稚園はないため、この利用者負担額は対象外である。

別表第2の表は、現行の認可保育園及び地域型保育事業における利用者負担額である。

また、参考資料として、朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例規則（案）については、月途中入退園に係る保育料や納付期限、減免の対象要件等を記載してある。

今回の保育園保育料については、平成3年以降、23年間据え置いたままであったことと、新制度が施行されることで市の財源負担がさらに生じることから、附属機関である「朝霞市子ども・子育て会議」での意見を伺い、最終的には「朝霞市保育園等運営審議会」において保育料の見直しの諮問を行ない、答申された内容を説明した、本条例の利用者負担額として規定したものである。

なお、本条例の施行年月日は、平成27年4月1日を予定している。

【意見等】

(佐藤市民環境部長)

保育料と幼稚園料の金額はどの程度上がるのか。

(担当課4：麦田)

別表1が幼稚園のもの、別表2が保育園のものとなっている。税額で保育料が変わるため、一概にいくら上がるとは言えないが、平均で1人あたり月額4,000円の増額となっている。幼稚園の金額は今回初めて市が設定するため、どの程度上がるか比べる対象がない。

(柳原都市建設部長)

利用者への周知のスケジュールはどうなっているか。

(担当課 4：平塚)

10月の時点で各保育園に変更予定の内容を掲示して周知している。また、在園児の保護者へは昨年11月10日付けで保育園の継続意思確認の通知を出しており、そこに同封して保護者の方に案内を出している。また、新規入園の申し込みの方については、11月から配布している保育園の申込書に同封してお知らせしている。

(小林総務部長)

幼稚園への対応はどうなっているのか。

(担当課 4：平塚)

市内に私立幼稚園が8園あるが、新制度移行に該当する幼稚園はない。また、朝霞市民が近隣市の幼稚園に通っている方もいるが、新制度に該当する幼稚園は新座と志木に各1園あり、5名から7名の朝霞市民のお子さんがあると伺っている。その際は、朝霞市の条例で定められている幼稚園保育料で決定し、保護者の方へ決定の通知を送付する。

(田中水道部長)

幼稚園の別表の数値は元々基準がないが、どのように設定したのか。

(担当課 4：平塚)

別表1にある5つのランクは国が示した幼稚園保育料の金額を基に設定した。ただ、表にある「階層区分 B」の市民税非課税世帯は国では3,000円と示されていたが、それ以外は国の示しのおりとした。「階層区分 B」について朝霞市が0円とした理由は、保育園について、市民税非課税世帯は保育料が0円となっているため、足並みを揃えたという経緯がある。

(小林総務部長)

新座、志木、和光に住むお子さんが朝霞に通うという事例があった場合は0円なのか。

(担当課 4：平塚)

私立幼稚園については、朝霞市民が和光市の新制度に該当する幼稚園に通った場合、「階層区分 B」の方の場合は0円になるので保護者の負担はないが、「階層区分 C」の方の場合は、16,100円を幼稚園に支払うことになる。あくまで市は金額の決定をするだけで、納入は該当幼稚園に払うことになる。

(小林総務部長)

近隣市の幼稚園は、本来3,000円が納入されるはずが、朝霞市民が通うことで0円になってしまうのか。

(担当課 4：平塚)

その点については、国が示した公定価格というものがあり、公定価格とは幼稚園が受け取る額を10割と考え、10割分から利用者負担額を差し引いた分を市が当該幼稚園に支払うこととなるため、行政が支払う額と利用者が支払う額を合わせて10割となるので、その内訳が異なるだけである。

(小林総務部長)

その3,000円は朝霞市が負担することになるのか。

(担当課４：平塚)

はい、朝霞市が負担することになる。

(藪塚健康づくり部長)

４市とどのような比較を行い価格決定したのか。

(担当課４：平塚)

朝霞市の保育料は、平成２６年度の県内の中では６３自治体中５７番目で、価格が低い部類に属している。保育料を見直すに当たり、本制度適用により２億３千万円が市に影響してくる。この内、約５０％を保育料の利用者負担として保護者の方にご負担いただくことになる。残りの５０％を市が負担するという考えの基、運営審議会で方向性を決定してもらった。

(藪塚健康づくり部長)

価格を上げたとしても県内では低いし、４市の中でも一番低いと言うことか。

(担当課４：麦田)

４市では一番低く、県内でも真ん中より少し下に位置する。ただ、運営審議会の答申の中で、今後は３年に１度程度は見直しを行うべきではないかという意見もあるため、今後は見直しを定期的に実施したいと考えている。

(田中副市長)

見直しの考え方は、費用負担の増加の半分程度は保護者にも負担をお願いしていくということか。

(担当課４：麦田)

今回は新制度移行もあり、保護者の費用負担が増えるという土台的な考え方があったため、その考えに基づき行うことが出来たが、今後は児童１人に係る費用や市の持ち出しなどを把握し、他市と比較をしながら決定していくことになるが、今後の方針については運営審議会で検討内容を決めていく。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

６ 朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）について

【説明】

それでは、朝霞市子ども・子育て支援事業計画について説明する。

本計画は、平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組むために策定したものである。

また、本計画は、平成２６年度で計画期間が終了する「あさか子どもプラン（朝霞市

次世代育成支援行動計画)」の事業を引き継ぐものとなっている。

計画の期間は、平成27年度～平成31年度までの5年間である。

次に、基本理念ですが、本計画では、「子どもの視点」、「保護者の視点」、それらを支える「地域の視点」を、市の子育てに対する考え方の根底に据えるものとして、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指すものとして、「このまちで 育ってよかった 育ててよかった子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念とした。

さらに、基本理念を実現させるための取り組みとして、「すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち」、「すべての子どもがすくすく育つまち」、「すべての家庭が安心して子育てするまち」の3つの基本目標とした。

次に、本計画の策定経過は、平成25年度から平成26年度の2年間をかけて朝霞市子ども・子育て会議において計画の策定を行った。

策定にあたり、平成25年度は、子ども・子育て会議を3回開催し、また、就学前児童の保護者2,000件、小学校児童の保護者1,010件にアンケート調査を実施した。

平成26年度は、会議を7回開催し、子ども本人などから直接意見を伺った。

なお、平成26年11月24日から1ヶ月間、朝霞市子ども・子育て支援事業計画についてパブリックコメントを実施したところ、市民からの意見はなかったが、職員1人から2件の意見があった。

次に、内容についてだが、朝霞市子ども・子育て支援事業計画書は全部で1ページから3ページの第1章から81ページの第7章までの全7章から構成されている。

第1章は計画策定の背景、目的について記載している。

次に、4ページから第2章となるが、子どもを取り巻く現状として、人口の推移や8ページの女性の就業率の推移、11ページからの就学前児童等の推移などについて記載している。

また、14ページでは、あさか子どもプランの重点事業の進捗状況、15ページ以降はアンケート調査、ヒアリング調査の概要を記載している。

なお、アンケート調査については、平成26年3月に報告書をまとめているので、今回、参考資料として配布している。

21ページから第3章として、計画の考え方を記載している。

「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念として、子育て支援の充実に取り組むため、3つの視点を掲げ、3つの基本目標をもとに事業を展開していく。

次に、24ページからの第4章 子育て支援の施策の展開では、3つの基本目標のもと、9つの基本方針を定め、施策の方向性、主な事業を記載している。

26ページからは、第5章として、あさか子どもプランから継承する事業を含め、事業の展開を記載している。

なお、本計画の関連事業は全部で115事業となっており、その一覧は57ページ以

降に記載している。

68ページからの第6章 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づくもので、こちらの事業については、事業の見込量とその確保の内容を記載している。

事業の見込量の算出については、アンケート調査のニーズと人口推計から国の算出例に従って算出している。

なお、70ページについては、1号認定、2号、3号認定の①量の見込み及び②確保の内容で、こちらは、市外の施設利用者及び市外の児童の市内施設の利用者を含んだ数値となっている。

次に、81ページの第7章 計画の推進と進捗管理体制について記載している。最後に、82ページからは資料で、策定経過、会議条例、委員名簿及び用語集を記載している。

【意見等】

(小林総務部長)

継続の計画であるが、何か内容を膨らませたものはあるか。また、総合計画との整合性は図られているのか。

(担当課4：麦田)

この計画は、現在説明した68ページ以降、「第6章 子ども・子育て支援事業計画」というものが法で策定が決められているものだが、これは保育園や幼稚園で市民の方からどのような意見が出され、市がどの程度反映していくのか、また、地域子ども・子育て支援事業、延長保育や放課後児童クラブの需給計画、これがこの計画の基本となっている。それに加えて、今まで朝霞市では子育て支援のための計画である子どもプランを作成していたが、それを見直している。保護者の視点、子どもの視点、地域の視点という基本的な考えは変更せず、内容について全て見直しを行い、事業の精査も実施している。事業は以前192事業あったが、115事業に見直した。そのため、膨らんだ部分というよりは基本的な内容は継承しつつ内容を見直したのとなっている。

総合計画との整合性については、21ページの「第3章 計画の基本的な考え方」の中に、「1. 基本理念」にあるとおり、整合性は図っている。また、現在も総合計画とのやり取りを書面で行っているが、基本的な柱立てはこの計画から持ってくるようにしており、整合性は図られている。

(小林総務部長)

事業を絞ったとのことだが、主なポイントを教えてほしい。

(担当課4：麦田)

以前は、各課から関係している全ての事業を提出してもらったので192事業だったが、実際に進捗管理していくと、子どもプランに本当に必要なものか分からない事業があった。そのため、今回各課へ投げかける時には実際に子どものための計画として実行している事業に限定したので115事業に絞られた。

(内田議会事務局長)

他の計画は第4次との整合性のみだが、この計画だけは第5次との整合性を図っている。同時期に出す計画なのにこの計画だけが第5次との整合性を図っているのはどうなのか。

(担当課4：麦田)

ここの書き込みについては、作成時に疑問を感じていたので、政策企画課と調整したところ引用しても支障ないとの回答があったため引用した。

(柳原都市建設部長)

この5年間の「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の中で特に大きな課題や重点的に取り組む内容はどのようなものか。そのような議論は持たれたのか。

(担当課4：麦田)

力を入れて行く点とすれば法で定められている第6章以降が、今後各市に義務付けられている目標値となるので、待機児童の解消を大きな柱として、それ以外にも地域の子ども・子育て支援事業計画の各事業が今後重点的に取り組まなくてはならないものだと考えている。

(内田議会事務局長)

21ページの「子も 親も 地域も ともに そだちあおう」とあるが、ここの「そだち」は漢字表記なので「育ち」に変更してほしい。

(田中副市長)

先日の総合計画審議会において将来像が正式に決定したので政策企画課と調整が必要である。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

7 第6期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

【説明】

(担当課5：堤田)

それでは、第6期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要を説明する。

「1 概要」は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険制度が導入された平成12年度から始まり、3年に1度の介護保険事業計画の見直しも含め、今回は、平成27年度から平成29年度の3年間の計画を策定している。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険サービスの給付見込み量を計画し、介護保険料の算定などを行うものである。

「2 策定経過」については、高齢者福祉計画推進会議を、平成25年度は4回開催

し、主に、アンケート調査の内容を検討し、結果のとりまとめを行った。平成26年度は1月26日までに会議を5回開催し、主に介護保険の給付サービス見込量の推計や、高齢者の一般施策、保険料率の検討などを行ってきた。

なお、12月15日から1月16日まで実施したパブリックコメントについては、市民の方2名1団体、職員1名から意見をいただいた。

続いて「3 内容」の構成としては、概要に各章ごとの概略を記載している6章までのほか、計画の推進にあたってまで含めると、第7章までとなっている。

次に、「4 基本理念」は、これまでの第3期から第5期については、「長寿をともに楽しみ喜べる朝霞の創造」を基本理念とし、団塊の世代が65歳以上となる2015年を視野に入れた計画としていたが、第6期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた計画とすることとされたこと、地域包括ケアシステムの構築を進める計画としていることから、基本理念についても見直しを行い、「地域包括ケアシステムの構築を目指す視点から、「みんなで（地域で）」「支え合い（互助）」「暮らし続ける」をキーワードとし、「みんなで支え合い いつまでも 笑顔で暮らしつづけるまち朝霞」としている。

「5 5期からの主な変更点」については、38ページの施設整備、地域包括ケアシステムの根幹的なサービスであり、在宅生活を支援するサービスとして位置付けられており、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通い、訪問、泊まりを一体的に提供する、小規模多機能型居宅介護を各1ヶ所の増設を計画している。

68ページの介護保険制度の改正に伴い、要支援者の方の通所介護、訪問介護事業を新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する改正が行われたことから、新たな地域支援事業について記載している。

52ページの高齢者の見守り施策として、見守りネットワークを推進し、平成27年度中には見守り支援事業を導入する予定である。

22ページの高齢者数の増加などから、日常生活圏域の見直しについて検討を行う。保険給付費に対する第1号被保険者の負担割合が、21%から22%に変更されている。

それでは、計画の冊子の中身について、説明する。

表紙を含めて4枚目、1ページからの「第1章 計画の策定にあたって」については、計画策定の前提となる、高齢化の進行の状況、本市における高齢化の状況と、段階の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが、この計画の前提となっている。

次に、5ページからの、「第2章 高齢者を取り巻く現状と将来見込み」については、現在の人口構成、将来人口推計、世帯の状況、要介護認定者の状況などについて記載している。

次に、19ページからの「第3章 計画の基本方針」では、基本理念を「みんなで支え合い いつまでも 笑顔で暮らしつづけるまち 朝霞」としており、20ページに施策目標として大きく3つ掲げた。

「施策目標1 健康・生きがいづくりと介護予防への支援」、「施策目標2 住み慣れた地域で暮らせる自立のためのサービスの確立」、「施策目標3 安心・安全な生活がで

きる環境の整備」、また、それぞれの施策目標に、個別の施策を位置付けている。

次に、24ページからの「第4章 地域包括ケアシステムの構築に向けて」では、今回の計画策定の大きな柱である、地域包括ケアシステムの構築について記載している。

その中で、地域包括ケアシステムは、地域社会全体で高齢者を支えていく地域づくりが必要であることなどを記載している。

続いて、30ページからの「第5章 施策の具体的な展開」については、具体的な個別の施策についてこれまでの実績と今後の見込みについて記載している。

次に55ページから、「第6章 介護保険事業の見込みと保険料設定」である。

55ページから67ページまでは、介護サービスの説明とサービスの実績、今後の利用見込みの人数及び回数について記載しており、68ページから75ページでは、制度改正に伴う新しい地域支援事業についての記載している。

76ページからが第6期の介護保険料に係る記述となっており、この計画が、市で策定する計画と大きく異なる点で、この計画によって、第1号被保険者である65歳以上の市民の方に収めてもらう保険料の3年間の金額が確定するところだと考えている。

78ページに掲載しているが、第6期の保険料については、基準額が77ページに記載してある第5期と比較して月額で525円、年額で6300円増額となる。

保険料が増額となる要因としては、保険給付費の上昇に加え、第1号被保険者の保険給付費に対する負担割合が21%から22%に引き上げられたことが要因であると考えている。

最後に、84ページ「第7章 計画の推進にあたって」については、今後の政策の推進体制について記載している。

【意見等】

(佐藤市民環境部長)

計画書の「はじめに」には市長の顔写真は掲載するのか。また、介護保険者に対して値上がりとあるが、基準額が引上げ後4,650円は県内や3市と比べてどのような状況か。

(担当課5：堤田)

顔写真の件については未定である。

県内については各市の状況が整っていないため把握していない。3市については把握しており、2月2日現在の状況として、志木市が4,339円、和光市が4,228円、新座市が4,463円となっている。朝霞市の4,650円という金額は次に高い新座市と比較しても200円ほど高い設定となっている。

今回の介護保険料の設定は、第1号被保険者の保険料を必要額と設定し、積算している。低所得者の保険料率を高くすると保険額の基準額は低下し、低所得者の保険料率を低くすると保険額の基準額は増加する。

78ページにある「保険料率」は多くの市では「0.5」を採用している。低所得者の方からも基準額の半分の負担をお願いしている状況である。朝霞市では現在この保険料率は「0.39」であるが、これを他市と同様の「0.5」まで上げると、基準額の

月額が4,450円程度に抑えることが可能であった。

来年度以降は、消費税増税を活用して公費による低所得者の負担軽減措置も予定されているので、高齢者福祉計画推進会議にもそのような内容の提案をしたところ、推進会議の意見として、低所得者については現在の基準を採用し、さらに負担軽減を図ることが国の制度の意図するところであり、「低所得者にやさしい」という朝霞市の社会保障制度の方針に沿うものだという意見をいただいた。従って、推進会議の意見を尊重し、基準額が高額になっても低所得者の負担が軽くなるような保険料率を設定した。

(佐藤市民環境部長)

要支援1、2の方は朝霞市ではどこに位置づけているのか。

(担当課5：堤田)

新しい訪問医療については、68ページ以降に記載し、新たな事業の概要として位置づけている。朝霞市としては平成29年度から予定しており、介護予防サービスの通所介護、訪問介護の金額の前年度比10%が頭打ちと定められ、その10%の増額は予防事業費に半分、地域支援事業費の半分以上を計上するようになっている。83ページの地域支援事業費が平成29年度に急激に増加しているが、介護予防サービスの通所介護と訪問介護の移行分が加算されている金額だからである。

(内田議会事務局)

30ページの第5章から表が掲載されているが、平成27年度以降の数値は何を表しているのか。

(担当課5：堤田)

この数値は平成24年度から平成26年度をもとに試算した見込みと、この形に持っていきたいという希望がある。例えば34ページの「はつらつ体操教室（通所型）」は、3ヶ月間全10回のコースで、市内5会場で100回の講習があるが、現在の平均利用者数が8名程度であり、平成27年度であれば平均12人、平成28年度であれば平均15人、平成29年度は平均18人程度まで伸ばせるように努力するという、いわば努力目標として掲載しているものである。

(内田議会事務局)

32ページの「シルバー人材センターへの支援」は平成27年度以降も2,000人でとまっているがなぜか。

(担当課5：堤田)

この点については過去の平均から算出している。こちらは実際に市が勧誘しているわけではないので過去の実績のみで掲載している。

(柳原都市建設部長)

1ページの「計画の策定の背景・趣旨」の中で、平成37年度までを見据えて3年間の計画を立てるということは大切なことだと思う。そこで、前半3年間で特に取り組まなくてはならない課題や施策があったら教えていただきたい。

(担当課5：堤田)

当初の3年間は、先ほどの説明でもあるが、制度改正は遅くとも平成29年度からは開始する必要がある、現在朝霞ではボランティアの方などがいらっしゃるが活動団体と

しての位置付けがないので、まずこの3年間については新しい地域支援を進めるための制度設計であり、その点が大切であると考えている。

(三田福祉部長)

77ページの上段の表記で「●段階」とあるが、「13段階」ではないか。

(佐藤市民環境部長)

66ページの介護サービスの表についてだが、介護保険施設サービスの見込みがあまり伸びていないが、増えないと解釈してよいのか。また、施設は足りているのか。

(担当課5：堤田)

そのとおりである。

施設が足りているかとの質問については、65ページにある「⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、こちらは小規模特養ですが、第5期で計画していたが、頓挫したため、今の事業所は来年度も計画の中で行っていきたいので、29名分位置づけている。広域型の特別養護老人ホームについては次期計画では予定していない。

(三田福祉部長)

66ページの介護保険施設サービスの「④療養病床（医療保険適用）からの転換分」について数字が入っていないのはなぜか。該当がない他の箇所では「—」であるため統一したほうが良い。

(担当課5：堤田)

現在該当がないためである。再度確認し、他の箇所と整合を図る。

(内田監査事務局長)

説明の時に使用した概要の「3 内容」で7章の説明を行っていたが、ここにはないが意図的に乗せていないのか。また、内容が計画書と概要では異なるがなぜか。

65ページの地域密着型介護サービスの「⑨地域密着型通所介護（仮称）」とあるが、これについての内容説明はどこにあるのか。他の項目については、前のページに説明があるのに、これについてはないため。

(担当課5：堤田)

地域密着型通所介護については、平成28年度から小規模な通所介護サービスが地域密着型に移行してくるもので、計画の数値だけは見込んでいるが法改正等はまだ行われていない。実際は通所介護と内容はまったく同様のもので、1日の利用定員が18人以下の定員の小さいものだけが指定が市町村になり、地域密着型となる。

(小林総務部長)

概要の「3 内容」に7章は掲載しないのか。

(担当課5：堤田)

内容を計画と同様に変更し、7章も掲載する。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

8 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（案）について

【説明】

（担当課6：佐藤）

まず、手元に配布した概要について訂正をお願いしたい。場所は「1 制定理由」の、「まち・ひと・仕事創生法の（昭和26年法律第136号）」とあるが、「昭和」を「平成」に訂正していただきたい。

それでは、条例案の概要について説明する。昨年の11月に制定された、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、朝霞市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する必要性が生じた。そのため、新たな附属機関とする審議会を設置するものである。

国の通知では、総合戦略を策定するにあたり、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織で検討するように指示が出ている。しかし、国から示されているのはここまでで、推進組織を条例で制定する旨や具体的な条例案が示されている訳ではない。そのため、こちらで判断して、この組織は地方自治法に規定する附属機関として条例にあげている。

条例案の概要は表記のとおりだが、委員の構成は10人以内、任期については、委嘱の日から2年以内と考えている。施行は平成27年4月1日から施行する。

次に、この地方創生総合戦略の概要について説明する。

内閣官房からの通知では、昨年の12月27日に国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定したことから、市町村においても「地方人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が示された。

1月末には「地方版総合戦略策定のための手引き」が示された。この手引きの5ページの「3-3 基本目標と基本的方向」だが、市町村の総合戦略は国の長期ビジョン、総合戦略を勘案しつつ、それぞれの地域の実情に応じた政策分野ごとに基本目標を設定するとある。国の総合戦略では「地方における安定した雇用を創生する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」となっている。

続いて6ページの「3-4 具体的な施策」だが、市町村の総合戦略はその政策分野ごとに、計画期間、平成27年度から平成31年度までの5年間の実施施策、「4-1 基本目標における数値目標」のとおり、基本目標、数値目標の指標を設定する。また、策定後には、10ページ「7-1 PDCAサイクル」にあるとおり、PDCAサイクルを確立し、施策、事業の効果を検証し、必要に応じて改定を行う。

平成27年度4月以降にコンサル会社を選定し、委託する予定で、地方人口ビジョンの策定を開始する。同時に、朝霞市では、庁内に関連部署を集めた策定部会等を設置し、今後、基本方針や政策分野、施策などの総合戦略の策定作業を進める。

【意見等】

(小林総務部長)

委員は10人以内とあるが、どのような構成を想定しているか。

次に、現在作成中の総合計画とその事業については位置関係が微妙だが、どのようになっているか。

(担当課6：佐藤)

委員の構成は、「産・官・学・金・労・言」により構成員を検討するよう示されているが、総合計画でも20人以内で設定していることから、この件については10人以内が適当だと考えている。現在では、有識者2人程度、公募市民・名簿登載を2人程度考えているが、他に商工会や金融団、朝霞地区雇用対策協議会、ハローワークの所長などに絞って、委員として考えていきたい。

総合計画との位置付けについては、手引きの10ページに「6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係」の説明があり、その中には、地方版総合戦略は総合計画等と別物と示されている。

朝霞市ではやはり総合計画が最上位計画であるため、今後、地方版に位置づける施策としては、総合計画の範囲内で設定していくと考えている。

(内田議会事務局長)

第5次の総合計画の枠組みの中で地方版総合戦略を検討してもらうということで間違いないか。

(担当課6：佐藤)

法律の趣旨は人口減少の問題から始まっているが、総合計画では「暮らし続けたいまち」という基本構想があり、合致する部分もあると考えているので、今後施策を行う中で安全・安心のまちなどを、まち・ひと・しごと創生の中に組み入れていくものと考えている。

(内田議会事務局長)

第5次総合計画の枠組みを超えることはないということか。もし、審議会で超えるような意見が出た場合はどのように考えているか。

(担当課6：佐藤)

現時点では超えることはないと考えている。

(柳原都市建設部長)

総合戦略の策定スケジュールを教えてください。

(担当課6：佐藤)

審議会条例が通ったあと、4月以降にコンサル会社を指定し、基本方針と人口ビジョンの策定を開始する。それを踏まえて審議会で進めていく。平成27年度中に策定するように指示されているので、早ければ7月、遅くとも10月に審議会を設置して検討を進める。

(柳原都市建設部長)

平成28年度当初にはこの総合戦略は出来ている。朝霞市は第5次総合計画の前期基本計画の計画期間と重複する点はうまく連携する余地があると考えている。指標なども後々

報告が求められるので、第5次総合計画の数値などをうまく活用することも必要である。第5次総合計画の中でも特に重要な点について総合戦略に入ってくると言うような組み立てが出来ると思うので、ぜひ総合計画と総合戦略の連携を進めていただきたい。

(内田監査委員事務局長)

国から総合戦略が示されているが、県とも整合性を図らなくてはならないと思うが、県のスケジュール等はすでに把握しているのか。また、横の繋がりとして他市町村、3市との連携はどのように考えているか。

(担当課6：佐藤)

県からはある程度のスケジュールは考えているとの話しは伺っている。県も総合戦略策定が義務付けられ、全市町村もそうである。先日、県の南西部地域振興センターによる研修会が開催され、「未来会議」というプロジェクトが立ち上がっている。広域の市町村の中で、県の方で考えていきたいと聞いている。連携の体制はここで整いつつあると考えている。

また、審議会条例につきましては、まだ他市の情報は出揃っていないが、朝霞市では自治法上に規定する審議会で検討する必要があると考えており、同様に富士見市、ふじみ野市、三芳町につきましても3月議会に条例案を出すということで、そのあたりの情報交換も行っているところである。

(内田監査委員事務局長)

総合計画が最上位で、総合戦略はその一部分と捉えているが、国で示している内容は総合戦略を重点的において総合計画を見直してもらおうという説明になっており、今の説明と逆になっており、今後検討が進む中で齟齬が出た場合に総合計画はどのように扱うのか。

(担当課6：神田)

構想部分については朝霞市の行政の中で総括的な、大きな方向性を示すようなものが朝霞市の総合計画であると認識している。したがって、その下に位置づく基本計画と今のお話が合致する部分かと思っているが、そう考えると総合計画という構想部分と逸脱することはあってはいけないし市の施策上そこを基点として事務を行うので、直ちに市の構想部分に手が入るということは考えにくいという認識である。

(内田議会事務局長)

計画をつくらなくてはいけないというのは分かる。ただ、これからは連携等も問われることになると思うが、今審議会条例を出すことについてもう少し議論があってもよかったと感じているが、今のタイミングで出さなくてはいけないのか。

(事務局6：神田)

関係経費の予算については、平成26年度の補正予算で計上するという前提があった。もう1つは政府の方針により速やかに総合戦略を策定するという、この2つの観点から時期を遅くして単独費で賄うよりも、早めに戦略を立てていくという方針が良いと判断した。

【結果】

- ・原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【閉会】